

議案第 18 号

八幡浜市地番整理事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市地番整理事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例
(八幡浜市立保育所条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市立保育所条例（平成 17 年条例第 118 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
八幡浜市立白浜保育所	八幡浜市 <u>裁判所通</u> 1550番地20	八幡浜市立白浜保育所	八幡浜市 <u> </u> 1550番地20
(略)		(略)	

(八幡浜市駐車場条例の一部改正)

第 2 条 八幡浜市駐車場条例（平成 17 年条例第 175 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
名称	位置	(略)	名称	位置	(略)
(略)			(略)		
八幡浜市 朝潮橋 駐車場	八幡浜市 <u>朝潮橋1526</u> <u>番地240及び242並</u> <u>びに1590番地20</u>	(略)	八幡浜市 朝潮橋 駐車場	八幡浜市 <u>北浜一丁目1</u> <u>590番地20及び字</u> <u>沖新田1526番地2</u> <u>40</u>	(略)
(略)			(略)		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、字の名称を廃止し、並びに字の区域及び名称を新たに画することに伴い、所要の改正を行うため。